

物価高騰支援給付金(こども加算分)のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰を踏まえ、低所得子育で世帯に対 して、物価高騰支援給付金(子ども1人あたり5万円)を加算支給します。

支給対象世帯

下記の①、②を満たし、平成17年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯 ①令和5年12月1日において敦賀市に住民登録がある。

②令和5年度住民税非課税者又は住民税均等割のみ課税者で構成されている。

(注釈) 住民税課税者の扶養者のみの世帯は除きます。

給付金の支給手続き

- 確認書の内容を確認・記入のうえ、返信用封筒で返信してください。
- 記入にあたり**加算対象となる児童との生計同一についてチェックしてく** ださい。
- 給付金の支給時期は敦賀市が確認書を受理した日から 約2~3週間後になります。

返信期限

令和6年4月30日(火)必着

住民税非課税世帯等に対する物価高騰支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

敦賀市や国などの職員が、給付金に関して次の行為を行うことは、絶対にありません。

- ・現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡下さい。

お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金コールセンター



3 0770-22-1180 受付時間 平日8:30~17:15

※同封の確認書は令和5年12月1日時点の世帯状況になりますが、12月2日 以降に生まれた新生児や別世帯で扶養している児童も対象になります。 申請は敦賀市ホームページを確認するか、上記までお問い合わせください。